

平成25年度 第5回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成25年8月15日（木） 午後2時 開議

- 日程第1 承認事項 会議録の承認について（平成25年度第4回定例会）
- 日程第2 報告 教育長職務代行者報告
- 日程第3 議案第12号 宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について
- 日程第4 議案第13号 宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の議案提出依頼について
- 日程第5 議案第14号 宮古島市文化ホール職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第6 議案第15号 宮古島市立図書館職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 議案第16号 宮古島市総合博物館職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第8 議案第17号 宮古島市立体育施設職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第9 議案第18号 宮古島市公民館職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第10 報告第1号 臨時代理処分の報告について（池間小中学校屋内運動場改築工事（建築）請負契約）
- 日程第11 報告第2号 臨時代理処分の報告について（久松小学校屋内運動場改築工事（建築・解体）請負契約）
- 日程第12 その他 平成25年度一般会計補正予算（第2号）について

議案第 1 2 号

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 2 5 年 8 月 1 5 日

宮古島市教育委員会
教育長職務代行者
教育部長 田場 秀樹

提案理由

宮古島市立来間中学校を廃止するには、条例を改正する必要があるため、
本案を提出します。

議案第 号

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成25年 月 日提出

宮古島市長 下地 敏彦

提案理由

宮古島市立来間中学校を廃止するには、条例を改正する必要があるため、
本案を提出します。

別紙

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例

宮古島市立学校設置条例（平成17年宮古島市条例第190号）の一部を次のように改正する。

別表第2 宮古島市立来間中学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 1 3 号

宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の議案提出依頼について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 2 5 年 8 月 1 5 日

宮古島市教育委員会
教育長職務代行者
教育部長 田場 秀樹

提案理由

宮古島市立体育施設の管理運営に指定管理者制度を導入するには、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第 号

宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成25年 月 日提出

宮古島市長 下地 敏彦

提案理由

宮古島市立体育施設の管理運営に指定管理者制度を導入するには、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例

宮古島市立体育施設条例（平成17年宮古島市条例第206号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の健康の増進及び市の体育振興を図るため、宮古島市立体育施設（以下「施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（管理）

第3条 施設は、宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（事業）

第4条 施設における事業は、次のとおりとする。

- (1) 市民の健康増進に関する事業
- (2) 市の体育振興に関する事業
- (3) 体育振興のための人材育成に関する事業
- (4) 施設の利用に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（開場時間）

第5条 施設の開場及び開館時間（以下「開場時間」という。）は、別表第2のとおりとする。ただし、第21条第1項の規定により市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

2 教育委員会は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。

（休場日）

第6条 施設の休場及び休館日（以下「休場日」という。）は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に開場日を休場日とし、又は休場日を開場日とすることができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民

の祝日。ただし、その休日が月曜日に当たる場合は休日に当たらない直近の後日

- (3) 12月29日から同月31日、1月2日及び3日（年末年始）
- (4) 6月23日（慰霊の日）
- (5) 宮古島市佐良浜スポーツセンターは、10月1日から翌年4月30日まで
（利用の許可）

第7条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（利用の許可の申請）

第8条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、あらかじめ教育委員会に申請をしなければならない。申請した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 住所又は居所、氏名及び電話番号
- (2) 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名
- (3) 利用する施設の種類
- (4) 施設を利用する期間及び時間
- (5) その他教育委員会が必要があると認める事項

2 前項の書面には、教育委員会が必要があると認める書類を添付しなければならない。

3 前条の許可を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、簡易な方法により申請することができる。

（許可の基準）

第9条 教育委員会は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備器具等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その利用が不適當であると認められるとき。

（許可の決定等）

第10条 教育委員会は、第8条第1項の許可の申請があつたときは、同条の許可

をする旨又は許可をしない旨の決定をし、当該申請をした者に対し、書面により通知する。ただし、第8条第3項の規定による申請については、書面による通知を省略することができる。

(許可の条件)

第11条 教育委員会は、管理運営上必要があると認めるときは、前条の許可に条件を付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第12条 教育委員会は、第10条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、利用を停止し、又は利用の許可を変更し、若しくは取り消すことができる。

- (1) 第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) この条例に違反し、又は教育委員会の指示に従わなかったとき。
 - (3) 利用許可の条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により第10条の許可を受けたとき。
 - (5) 災害その他の避けることのできない理由により必要があるとき。
 - (6) 公益上必要があるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 前項の規定によりその利用を制限し、利用を停止し、又は利用の許可を変更し、若しくは取り消した場合において利用者に損害が生じても、市及び指定管理者は、その賠償の責めは負わないものとする。

(入場の制限等)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して、入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (3) 施設、設備器具等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (4) その他施設の管理上必要な指示に従わない者

(特別設備等の制限)

第14条 利用者は、施設に特別な設備等を設置しようとするときは、あらかじめ教育委員会に書面により申請しなければならない。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、利用者の負担においてその設備等を設置させることができる。

(目的外利用の禁止)

第15条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設を利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第16条 利用者は、教育委員会に対し別表第3に定める額の使用料を支払わなければならない。

2 指定管理者は、教育委員会の承認を得て別表第3に定める額の範囲内において使用料を定めることができるものとする。また、これを変更しようとするときも、同様とする。

3 教育委員会は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。

4 利用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(使用料の減免)

第17条 教育委員会は、次の各号に掲げる理由に該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市が主催し、又は共催するとき 免除

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による市内の市立学校及び市内の幼稚園又は公立保育所、認可保育所及び認可外保育所が大会で利用するとき 免除

(3) 市が補助金を交付している体育団体が大会で利用するとき 免除

(4) 前2号の団体が利用する場合において、リハーサル又は練習等の場合にご利用するとき 5割減額

(5) 市が後援するとき（入場料を徴収する場合を除く。） 5割減額

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき 免除又は5割の減額

2 前項各号（第1号を除く。）のいずれかに該当して施設の使用料の減免をするときは、附属施設設備及び衛生費の使用料を減免しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 住所又は居所、氏名及び電話番号

(2) 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名

(3) 減免を受けようとする理由

(4) その他教育委員会が必要があると認める事項

4 前項の書面には、教育委員会が必要があると認める書類を添付しなければならない。

(使用料の不還付)

第18条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、施設を利用しないことについて、利用者の責めに帰さない理由その他教育委員会が市長との協議を経て定める理由に該当するときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定による還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 住所又は居所、氏名及び電話番号

(2) 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名

(3) 還付を受けようとする理由

(4) その他教育委員会が必要があると認める事項

3 前項の書面には、教育委員会が必要があると認める書類を添付しなければならない。

(利用者の原状回復の義務)

第19条 利用者は、施設の利用が終了したとき、又は第12条第1項の規定により利用を制限され、利用を停止され、又は利用の許可を変更され、若しくは取り消されたときは、速やかに施設を原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第20条 施設その他物件を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を市長が必要があると認める事項を記載した書面により市長に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による施設の管理)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、法人その他の団体を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に指定し管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者を指定した場合は、第7条から第14条、第16条第1項及び同条第4項並びに第19条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第16条、第17条及び第18条の規定中並びに別表第3中「使用料」

とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第22条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 施設の利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金の徴収及び返還に関する業務
- (4) 施設の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理に関する業務で市長が別に定めるもの

(指定管理者の指定の申請)

第23条 第21条の規定による指定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面により、市長に申請しなければならない。

- (1) 名称、住所及び代表者の氏名
- (2) その他市長が必要があると認める事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) その他市長が必要があると認める書類

(指定管理者の指定)

第24条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する団体のうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書による施設の管理運営が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 市民スポーツの普及奨励を通し心身共に健康な市民育成を図ることができる法人又は団体で、かつ、市内に住所を有し、市内の体育団体の発展に寄与することを目的としているものであること。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第25条 指定管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 第22条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知ることのできた個人情報に正当な理由がなく、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第26条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第28条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 施設の利用料金の徴収の実績
- (3) 施設の維持管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するために必要な事項

(報告、調査及び指示)

第27条 教育委員会は、施設の管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況について報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第28条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者の原状回復の義務)

第29条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者の指定及び取消しの告示)

第30条 市長は、第24条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は第28条第1項の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しな

ければならない。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の宮古島市立体育施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

3 市長は、この条例の施行の日前においても、第24条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他この条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

別表第 1（第 2 条関係）

施設の名称及び位置

名 称	位 置
宮古島市陸上競技場	宮古島市平良字東仲宗根 935 番地 1
宮古島市総合体育館	宮古島市平良字東仲宗根 675 番地 1
宮古島市民球場	宮古島市平良字西仲宗根 1574 番地 1
宮古島市平良多目的屋内運動場	宮古島市平良字西仲宗根 1575 番地
宮古島市多目的前福運動場	宮古島市平良字西仲宗根 1574 番地 7
宮古島市城辺陸上競技場	宮古島市城辺字福里 616 番地
宮古島市城辺トレーニングセンター	宮古島市城辺字福里 579 番地
宮古島市下地陸上競技場	宮古島市下地字与那覇 1581 番地
宮古島市下地体育館	宮古島市下地字与那覇 1590 番地
宮古島市上野陸上競技場	宮古島市上野字宮国 1750 番地 2
宮古島市上野体育館	宮古島市上野字宮国 1746 番地 2
宮古島市佐良浜スポーツセンター	宮古島市伊良部字池間添 248 番地 32
宮古島市伊良部勤労者体育センター	宮古島市伊良部字長浜 1542 番地 5

別表第 2（第 5 条関係）

施設の開場時間

名 称	開場時間
宮古島市陸上競技場	(1) 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
宮古島市総合体育館	(2) 宮古島市佐良浜スポーツセンターは、午前 9 時か
宮古島市民球場	ら午後 6 時まで
宮古島市平良多目的屋内運動場	
宮古島市多目的前福運動場	
宮古島市城辺陸上競技場	
宮古島市城辺トレーニングセンター	
宮古島市下地陸上競技場	
宮古島市下地体育館	
宮古島市上野陸上競技場	
宮古島市上野体育館	
宮古島市佐良浜スポーツセンター	
宮古島市伊良部勤労者体育センター	

別表第3（第16条関係）

1 陸上競技場

(1) 専用使用料

利用目的	入場料徴収の有無	利用者	利用時間			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	17時～21時 30分
陸上競技場及びその他のアマチュアスポーツ並びに体育レクリエーションの普及振興のための催物に専用する。	入場料を徴収する場合	競技団体（宮古島市体育協会並びに同協会に加盟する団体及びその下部組織をいう。以下同じ。）及び学校（大学を含む。以下同じ。）	円 5,500	円 5,500	円 11,000	円 5,500
		上記以外のもの	11,000	11,000	22,000	11,000
	入場料を徴収しない場合	競技団体及び学校	2,500	2,500	5,000	2,500
		上記以外のもの	5,000	5,000	10,000	5,000
上記の利用目的で利用する場合の練	入場料徴収の有無、利用者及び利用時間の区分に応じそれぞれ上記の場合の半額					

習のため に団体で 専用する。			
衛生施設	興行	1時間につき	2,500円
	大会		400円

備考

この表に定める利用時間を超えて使用した場合は、1時間（1時間未満は1時間とする）につきこの表に定める使用料の額の2割相当額を加算する。

(2) 個人使用料

利用者	利用時間		
	9時～13時	13時～17時	17時～21時30分
高校生以下	50円	50円	50円
学生・一般	100円	100円	100円

(3) 附属設備使用料

	区分	使用料
会議室	1室1時間につき	500円
冷房設備		30円
放送設備	1日1回につき	500円
シャワー	1回につき	100円
屋外照明	6灯まで（日没～）	無料
	全灯1時間につき	1,500円

(4) 器具使用料

	区分	使用料
巻尺	1個につき	50円
スターティングブロック		30円
周回表示器		50円
砲丸		50円
円盤		50円

シグナル		20円
走高跳用器具	1組につき	150円
棒高跳用器具	1個につき	150円
ハードル		20円
その他器具	1個一律30円 一組一律150円	

(5) トレーニング室使用料

区分		使用料
中・高校生	1人2時間につき	100円
学生・一般		200円

2 総合体育館

(1) 専用使用料

施設	利用区分	利用時間					
		9時～13時	13時～17時	17時～21時30分	9時～17時	13時～21時30分	9時～21時30分
一階 運動 室	アマチュアスポーツ等に利用する場合	円 4,000	円 5,000	円 6,000	円 9,000	円 11,000	円 15,000
	入場料を徴収しない場合	12,000	13,000	16,000	25,000	29,000	41,000
	入場料を徴収する場合	文化的催物及びプロスポーツ的な催物の場合 入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料(税込)の50人分を加算する。					

	プロスポーツ 的な催物の場 合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料(税込)の100人分を加算する。					
小運 動室	アマチュアスポーツ 等を利用する場合	350	550	650	900	1,200	1,550
	上記以外の場合	1,050	1,550	2,100	2,600	3,650	4,700

備考

- ① 1階運動室の床面積の2分の1を区分して利用する場合は、使用料の2分の1の額とする。
- ② この表に定める利用時間を超えて使用した場合は、1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、この表に定める使用料の額の2割相当額を加算する。

(2) 個人使用の使用料（1人1回につき）

学生	2時間 50円	回数券（11回） 500円
一般	2時間 100円	回数券（11回） 1,000円

備考

- ① 2時間を超えて利用した場合は、引き続き2時間ごとに上記使用料を加算する。（1時間ごとの使用料は徴収しない。）ただし、昼間の時間から夜間の時間に引き継ぐ場合は新たな夜間の料金とする。
- ② 昼間の時間は、大会を除く練習（練習試合を含む。）の場合は照明は点灯しない。

(3) 部分使用の使用料

	種目名	利用者	単位		使用料	備考
部 分 使 用 料	卓球（2台）	小・中・高生	一面一式	2時間	100円	台・ネット・支柱・得点板含む(ボール等消耗品を除く。)
		大学・一般			200円	
用 料	バレーボール	小・中・高生	一面一式	2時間	200円	ネット・審判台・カバー付き支柱・得点板含む
		大学・一般			400円	

					(ボール等を除く。)
バスケットボール	小・中・高生	一面一式	2時間	250円	リング・タイムアウト要 求器含む(電光得点板は 除く。)
	大学・一般			500円	
バドミントン ソフトバレー インディアカ	小・中・高生	一面一式	2時間	100円	支柱・ネット・得点板含 む(シャトル等消耗品を 除く。)
	大学・一般			200円	
ハンドボール	小・中・高生	一面一式	2時間	300円	ゴールポスト・ネット・ 得点板含む(ボール等除 く。)
	大学・一般			600円	
ソフトテニス	小・中・高生	一面一式	2時間	300円	ネット・支柱含む(電光 得点板・ボール等は除 く。)
	大学・一般			600円	

(4) 施設設備の使用料

場内放送施設	1回につき 1,100円
会議室	1時間につき 1,100円
照明施設	1灯につき 35円
衛生費	4時間未満 1,600円 4時間以上 3,200円

3 市民球場

宮古島市民球場使用料				
区分	小・中・高校生	一般・団体・大学生	職業チーム	その他
練習 の場 合	1時間につき 200 円	1時間につき 500 円	基本料金 9時～13時 5,000円 13時～17時 5,000 円 17時～21時30分 5,000円 超過料金1時間につ	基本料金 9時～13 時 5,000円 13時～17時 5,000 円 17時～21時30分 5,000円 超過料金1時間に

				き 1,000円	つき 1,000円
大会場の徴収しない場合	入場料	1試合につき 500円	1試合につき 1,000円	基本料金 9時～13時 5,000円	基本料金 9時～13時 5,000円
	の場徴収しない場合	1試合増すごとに 300円を加算する。	1試合増すごとに 500円を加算する。	13時～17時 5,000円 17時～21時30分 5,000円 超過料金1時間につき 1,000円	13時～17時 5,000円 17時～21時30分 5,000円 超過料金1時間につき 1,000円
入場料を徴収する場合	基本料金	9時～13時 1,500円	基本料金	9時～13時 1,500円	最高入場料（税込）に100を乗じて得た額に上欄の使用料を加算する。
		13時～17時 1,500円			
		17時～21時30分 1,500円		17時～21時30分 1,500円	
		1試合につき800円 第2試合から1試合増すごとに400円を加算する。	1試合につき1,200円 第2試合から1試合増すごとに600円を加算する。		
照明施設使用料（1時間当たりの使用料）					
小・中・高校生		2,000円	1時間未満でも1時間とみなす。		
一般・団体・大学生		2,500円			
職業チーム		3,500円			
その他		4,000円			
附属施設使用料					

シャワー室		1人1回につき 100円
会議室		1時間につき 1,000円※クーラー使用は1時間につき500円加算
場内放送装置一式		1回につき 1,000円
スコアボード1式		1試合につき 200円
衛生費	大会	1時間につき (1時間未満でも1時間とする。) 500円
	その他	// 500円

4 平良多目的屋内運動場

区分			全面1時間当たり使用料 (円/時間)	
			アリーナ	照明
利用者がアマチュア体育・スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を徴収しない場合	小・中・高生	1,700円	3,000円
		大学・一般	3,400円	
利用者が職業チームの場合	入場料を徴収する場合	小・中・高生	3,400円	6,000円
		大学・一般	6,800円	
興行・その他	入場料を徴収しない場合		13,600円	12,000円
		入場料を徴収する場合	上記使用料のほか、最高入場料 (税込) の100人分を加算する。	12,000円
衛生	練習		10,200円	9,000円
		入場料を徴収する場合	上記使用料のほか、最高入場料 (税込) の100人分を加算する。	9,000円
生	大会		1時間につき	300円
	大会		1時間につき	600円

施設	興行	1時間につき	3,000円
----	----	--------	--------

備考

- 1 利用するための準備及び後片付けに要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 2 時間を延長して利用する場合は、1時間未満であっても1時間とみなし、使用料を追加徴収する。
- 3 多目的屋内運動場の床面積1/2を区分して利用する場合の使用料は、アリーナ、照明ともに1/2の額とする。

5 多目的前福運動場

(1) 運動広場

利用目的	利用者	利用時間			屋外照明料 1時間につき
		9時～13時	13時～17時	17時～21時30分	
アマチュアスポーツ並びに体育レクレーションの普及振興のため	小中高校生	600円	600円	1,000円	1,000円
	大学生・一般	1,500円	1,500円	2,000円	1,000円
上記以外のもの		10,000円	10,000円	20,000円	2,000円

(2) 小運動場

利用目的	利用者	利用時間		
		9時～13時	13時～17時	17時以降
アマチュアスポーツ並びに体育レクレーションの普及振興のため	小中高校生	500円	500円	1時間 200円
	大学生・一般	1,000円	1,000円	1時間 400円
上記以外のもの		5,000円	5,000円	1時間 2,000円

(3) 投球練習場

1ブルペンにつき200円

6 城辺陸上競技場

区分	利用時間	使用料
団体等の専用利用の場合	9時～13時	4,000円
	13時～19時	6,000円
	9時～19時	10,000円
専用使用以外の個人利用の場合	9時～日没	無料
夜間照明施設の利用の場合	日没～21時	
	1時間につき	
	半分（36灯）使用の場合	
	全部（72灯）使用の場合	1,000円

※備考 夜間照明施設の使用料は、団体、個人共に同額とする。

7 城辺トレーニングセンター

(1) 専用利用の使用料

施設	利用区分		利用時間					
			9時～13時	13時～17時	17時～21時30分	9時～17時	13時～21時30分	9時～21時30分
一階	アマチュアスポーツ等に利用する場合		円	円	円	円	円	円
運動室	入場料を徴収しない場合	文化的催物及びプロスポーツ的な催物の場合	2,000	2,000	3,000	4,000	5,000	7,000
	入場料を徴収する場合	文化的催物の場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料(税込)の50人分を加算する。					

	合	
	プロスポーツ 的な催物の場 合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料(税 込)の100人分を加算する。

備考

- ① 床面積の2分の1を区分して利用する場合は、使用料の2分の1の額とする。
- ② この表に定める利用時間を超えて使用した場合は、1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、この表に定める使用料の額の2割相当額を加算する。

(2) 個人利用の場合

学生	2時間以内 50円
一般	2時間以内 100円

8 下地陸上競技場

区分	時間	使用料
団体等の専用利用の場合	9時～13時	4,200円
	13時～19時	6,300円
	9時～19時	10,500円
専用利用以外の個人利用の場合		無料
夜間照明施設の利用の場合	日没から21時30分まで 30分につき	300円

備考 団体等の専用利用の場合は、この表に定める時間を超えて利用したときは、1時間（30分以上は1時間として、30分未満は切り捨てる。）につき、1,050円を加算する。

9 下地体育館

(1) 専用利用の使用料

施設	利用区分	利用時間
----	------	------

		9時～13時	13時～17時	17時～21時30分	9時～17時	13時～21時30分	9時～21時30分
一階	アマチュアスポーツ	円	円	円	円	円	円
運動	等に利用する場合	3,150	3,150	3,150	6,300	6,300	9,450
室	入場料を徴収しない場合	7,350	7,350	7,350	14,700	14,700	22,050
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料(税込)の50人分を加算する。					
	プロスポーツ的な催物の場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料(税込)の100人分を加算する。					

備考

- ① 床面積の2分の1を区分して利用する場合は、使用料の2分の1の額とする。
- ② この表に定める利用時間を超えて使用した場合は、1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、この表に定める使用料の額の2割相当額を加算する。

(2) 個人利用の場合

学生	2時間以内 50円
一般	2時間以内 100円

10 上野陸上競技場

区分	時間	使用料
団体等の専用利用の場合	9時～13時	4,200円
	13時～19時	6,300円
	9時～19時	10,500円
専用利用以外の個人利用の場合		無料

備考 団体等の専用利用の場合は、この表に定める時間を超えて利用したときは、1時間（30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。）につき、1,050円を加算する。

11 上野体育館

(1) 専用利用の使用料

施設	利用区分		利用時間					
			9時～13時	13時～17時	17時～21時30分	9時～17時	13時～21時30分	9時～21時30分
一階	アマチュアスポーツ等に利用する場合		円	円	円	円	円	円
運動室	入場料を徴収しない場合	文化的催物及びプロスポーツ的な催物の場合	8,400	8,400	9,450	16,800	17,850	26,250
	入場料を徴収する場合	文化的催物の場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料(税込)の50人分を加算する。					

	プロスポーツ 的な催物の場 合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料(税込)の100人分を加算する。
--	-----------------------	--

備考

- ① 床面積の2分の1を区分して利用する場合は、使用料の2分の1の額とする。
- ② この表に定める利用時間を超えて使用した場合は、1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、この表に定める使用料の額の2割相当額を加算する。

(2) 個人利用の場合

学生	2時間以内 50円
一般	2時間以内 100円

12 佐良浜スポーツセンター使用料

時間 区分	9時～18時
小学生	50円
中・高校生	50円
大学生	100円
一般	100円

13 伊良部勤労者体育センター使用料

区分	9時～12時	12時～17時	17時～21時30分	全日	超過料(1時間あたり)
一般	1,000円	1,500円	1,500円	3,500円	400円
高校生以下	500円	800円	800円	1,800円	200円
入場料を徴収する場合	5,000円	8,000円	8,000円	18,000円	2,000円
放送装置を使用する場合	300円を追加徴収する。	500円を追加徴収する。	300円を追加徴収する。	1,100円を追加徴収する。	

議案第14号

宮古島市文化ホール職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成25年8月15日

宮古島市教育委員会
教育長職務代行者
教育部長 田場 秀樹

提案理由

文化ホールに勤務する職員の休日の振替に関する規定を整理するには、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市文化ホール職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市文化ホール職員の勤務時間に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条中「前条」の次に「第1号」を加え、「文化ホールの休館日」を「第2条第1項に規定する週休日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第15号

宮古島市立図書館職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成25年8月15日

宮古島市教育委員会
教育長職務代行者
教育部長 田場 秀樹

提案理由

市立図書館に勤務する職員の休日の振替に関する規定を整理するには、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立図書館職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市立図書館職員の勤務時間に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

第5条中「前条」の次に「第1号」を加え、「図書館の休館日」を「第2条第1項に規定する週休日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第16号

宮古島市総合博物館職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成25年8月15日

宮古島市教育委員会
教育長職務代行者
教育部長 田場 秀樹

提案理由

総合博物館に勤務する職員の休日の振替に関する規定を整理するには、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市総合博物館職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市総合博物館職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第39号）の一部を次のように改正する。

第5条中「前条」の次に「第1号」を加え、「博物館の休館日」を「第2条第1項に規定する週休日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

宮古島市立体育施設職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 25 年 8 月 15 日

宮古島市教育委員会
教育長職務代行者
教育部長 田場 秀樹

提案理由

体育施設に勤務する職員の休日の振替に関する規定を整理するには、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立体育施設職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市立体育施設職員の勤務時間に関する規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第45号）の一部を次のように改正する。

第5条中「前条第1項第1号及び第2号」を「前条第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第18号

宮古島市公民館職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成25年8月15日

宮古島市教育委員会
教育長職務代行者
教育部長 田場 秀樹

提案理由

公民館に勤務する職員の休日の振替に関する規定を整理するには、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市公民館職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市公民館職員の勤務時間に関する規則（平成25年宮古島市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「前条」の次に「第1号」を加え、「公民館の休館日」を「第2条第1項に規定する週休日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

報告第 1 号

臨時代理処分の報告について（池間小中学校屋内運動場改築工事（建築）
請負契約）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 2 条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第 4 条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

議案第 7 1 号

池間小中学校屋内運動場改築工事（建築）請負契約について

池間小中学校屋内運動場改築工事（建築）について、下記のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|--------------|--|
| 1. 契約の目的 | 池間小中学校屋内運動場改築工事（建築） |
| 2. 契約金額（変更前） | 1 4 6 , 7 9 0 , 0 0 0 円 |
| （変更後） | 1 5 5 , 1 9 0 , 0 0 0 円 |
| 3. 契約の相手方 | 宮嶋建設（株）・（有）丸井建設 特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 沖縄県宮古島市平良字久貝 1 0 5 9 番地
宮嶋建設株式会社
代表取締役 黒島 昭正 |
| 構成員 | 沖縄県宮古島市平良字西原 3 6 7 番地の 2
有限会社 丸井建設
代表取締役 桜井 秀和 |

平成 2 5 年 8 月 7 日提出

宮古島市長 下地 敏彦

提案理由

池間小中学校屋内運動場改築工事の請負契約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

報告第 2 号

臨時代理処分の報告について（久松小学校屋内運動場改築工事（建築・解体）請負契約）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 2 条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第 4 条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

議案第72号

議決内容の一部変更について

平成24年第8回宮古島市議会（定例会）における議案第117号により議決された久松小学校屋内運動場改築工事（建築・解体）請負契約についての議決内容を次のように一部変更する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

契約金額「226,590,000円」を「228,459,000円」に変更する。

平成25年8月7日提出

宮古島市長 下地 敏彦

提案理由

久松小学校屋内運動場改築工事の一部変更に伴い、契約金額を変更するには、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。